

令和7年度おきなわSDGsアクションプランモニタリング・おきなわSDGsサマリー（仮称）作成及び島しょ地域連携調査業務委託」企画提案仕様書

- 1 業務名：令和7年度おきなわSDGsアクションプランモニタリング・おきなわSDGsサマリー（仮称）作成及び島しょ地域連携調査業務委託

- 2 業務期間

契約の日から令和8年3月31日まで

- 3 業務の目的及び概要

沖縄県では、「SDGsに関する万国津梁会議」の議論を踏まえ、令和3年5月に国から「SDGs未来都市」の選定を受けるとともに、提案内容が「自治体SDGsモデル事業」に採択された。令和3年9月に「沖縄県SDGs未来都市計画」を策定するとともに、令和4年5月には10年計画となる「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」にSDGsを盛り込み、全庁的にSDGsを推進している。

同年5月に「おきなわSDGsアクションプラン」を公表、また、多様なステークホルダー同士の情報収集・共有、連携等を支援する「おきなわSDGsプラットフォーム」を立ち上げるなど、SDGsを推進する県内企業・団体の見える化に取り組んでいる。

このような中、令和3年9月に策定した「沖縄県SDGs実施指針」において、取り組み状況等のモニタリング（進捗のフォローアップ）を実施する重要性が位置付けられており、SDGs達成に向けた進捗状況等を多くの人々の参画のもと透明性をもって点検し、フィードバックを図る旨が記載されていることから、目標達成に向けた活動を推進しながら、目標や指標等に加え、アプローチの適切さを定期的に確認していくことを目的にモニタリングを実施する。また、これまでのモニタリング状況を踏まえ、若者等とのワークショップ等により、県民に分かりやすく情報が伝わるような形でまとめた「おきなわSDGsサマリー（仮称）」を作成する。

さらに、国が定める「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」でも、国内外を問わないステークホルダーとの連携を推進することが期待されており、沖縄県においても取組の加速化に向け、課題や取組を共有する他地域との連携が必要となる。

そこで、国内外を含めた新たなネットワーク形成を図り、他国の島しょ地域特有の課題の共有及び連携を通じた課題解決を通じて沖縄県が一層のSDGs先進県となるようLocal2030 Islands Network及び会員地域の実態調査を行う。

4 業務内容

- (1) SDGs 推進の進捗状況のとりまとめ（モニタリング報告書及びおきなわ SDGs サマリー（仮称））
- ① おきなわ SDGs アクションプランや SDGs17 のゴールを基にした県内の SDGs の進捗状況や「おきなわ SDGs プラットフォーム」事務局及び会員の活動状況をについてとりまとめたモニタリング報告書、おきなわ SDGs サマリー（仮称）を作成すること。
 - ② これまでの過去2年間及び令和7年度のモニタリングの状況を踏まえ、モニタリングの内容に対する評価・解説、若者等とのワークショップ等の実施により提案のあった活動の取り組みを広く県民に分かりやすい形でまとめた「おきなわ SDGs サマリー（仮称）」を作成すること。
 - ③ 若者等とのワークショップ等については、沖縄 SDGs 実施指針に掲げる12の優先課題の解決を目指して県民ができるアクションを考え、広く県民に分かりやすい形でまとめあげ、サマリーとして発信することを目的としたワークショップを開催すること。
 - ④ 上記モニタリング報告書及びおきなわ SDGs サマリー（仮称）については、毎年度開催される沖縄県 SDGs アドバイザリーボード会議、SDGs 専門部会、各会議の有識者等の意見を踏まえ作成すること。

【想定される業務内容】

- ・ 県内の SDGs の17のゴールごとに設定したモニタリング指標の進捗状況を取りまとめ評価する。(80~90 指標数)
- ・ 県内の SDGs の取組状況を可視化でき、各年での比較が可能な新たなモニタリング指標（ローカル指標）を必要に応じて提案し、モニタリングへ適用する。
- ・ 「おきなわ SDGs アクションプラン」の各指標の進捗状況を取りまとめ評価する。(指標数 59)
- ・ プラットフォーム事務局の活動や会員の取組事例などをとりまとめる。
- ・ 作成したモニタリング報告書の内容に対して、評価・解説（サマリー）の案を作成し、これに対する各有識者会議の意見の収集・反映に係る業務を行う。
- ・ ワークショップの企画に係る業務（全5回程度を想定。必要に応じて回数の検討を行う。）
- ・ ワークショップ企画に際して、沖縄 SDGs 実施指針に掲げる12の優先課題及びモニタリング、サマリーの内容を考慮して検討する。
- ・ ワークショップ対象者の選定に係る業務

- ・ 開催にあたっての広報、参加者募集、受付、参加者の情報管理に係る業務
- ・ 会場及び必要な備品・消耗品等の確保、講師への支払い関係業務
- ・ モニタリング及びおきなわ SDGs サマリー（仮称）作成にあたっては、必要に応じて新たな指標の提案・反映を行う。

(2) 島しょ地域連携調査業務

- ① 本会議・分科会を含めた Local 2030 Islands Network との連携の方向性等を調査するとともに、同 Network 会議における議題や話し合われた内容、会議の規模感及び会議参加時に必要な業務等を整理し、報告すること。
- ② 会員加入地域のうち、Local 2030 Islands Network の有効的な活用を行っている地域の情報収集を行い、報告すること。また会員加入地域が負担する Local 2030 Islands Network に関する事務内容やその処理に必要な時間、人員等を調査し、報告すること。
- ③ 会員加入地域のうち、沖縄県の SDGs に関する課題に対し具体的な成果が見込まれ、実施可能な先進的取組事例を 3 事例程度抽出し、報告すること。

【想定される業務】

- ・ 令和 7 年度開催予定の Local 2030 Islands Network 類似の会議（7 月にニューヨークで開催予定の国連ハイレベル政治フォーラム 2025 等を想定）への参加及び議事録の作成。
- ・ Local 2030 Islands Network へ参加済みの地域における当該ネットワーク参加に必要な関連業務内容の調査、報告
- ・ Local 2030 Islands Network へ参加する地域の気候的、政治的、経済的特性、地域特有の課題に関する報告書作成
- ・ 参加地域の先進的な取組事例の抽出及び県内での新たな取り組み例の検討
- ・ Local 2030 Islands Network 参加地域の SDGs モニタリングに関する情報収集及び報告
- ・ 収集した情報を基に、新たなモニタリング指標の検討や他国の取組をサマリーに反映させるための方法を検討する。

5 実施体制

当該業務の実施にあたっては、県と円滑かつ密接な調整が出来るよう県内事業所に担当者を配置するなど、県と十分に協議を行いながら業務運営ができる体制を構築すること。

6 成果品成果品として、調査及び有識者会議等の結果をまとめた業務報告書を以下のとおり納品すること。

- (1) 印刷物 15 部
- (2) 電子データ 一式

※ 電子データは、Microsoft Word で作成したもの及びPDFの両方を納品すること。PDFは紙をスキャンしたものではなく、文字が検索できる形式とすること。

7 業務の実施状況等に関する事項

- (1) 事業の進捗状況を原則毎月、沖縄県に報告すること。
- (2) 事業完了時に、実際に要しなかった経費があるときは相当の委託料を減額する。
- (3) 受託者が、本業務により作成した報告書等の成果物の著作権及び第三者から取得した著作権は、県が承継するものとする。ただし、本業務の実施にあたり、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任により処理すること。
- (4) 業務完了後に、受託者の責に帰すべき理由による成果物の不良個所があった場合は、速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (5) 本業務により得られた成果物、資料、情報等は、委託者の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏えいしてはならない。
- (6) 本業務において書籍その他の資料を購入した場合、当該資料は業務完了後に県に引き継ぐこと。

8 予算に関する要件

本委託業務に係る予算は、9,174 千円（予定）以内（消費税及び地方消費税込み）とする。この範囲内で、効率的かつ効果的な業務を企画すること。ただし、この金額は、企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なる。

9 再委託に関する制限

(1) 再委託の範囲

契約の一部を第三者に委託し、又は請け負わせること（以下、「再委託等」という。）については、県と協議の上、再委託が必要と認められる業務に限り、県の事前の承認を受けた上でできるものとする。

(2) 簡易な業務の再委託前項にかかわらず、複写・印刷・製本、原稿データの入力及び集計等の簡易な業務については事前の承認を経ずに再委託を行うことができる。

(3) 一括再委託の禁止

委託業務の契約金額の二分の一を超える業務、委託業務に関わる統括的かつ根本的な業務に関する再委託は禁止する。

(4) 再委託の相手方の制限

再委託の相手方は、本業務の公募に参加していた者、指名停止措置を受けている者、暴力団又は暴力団と密接な関係を有する者を選定することはできない。

10 その他

(1) 本仕様書に明記されていない事項で、当然具備されなければならない事項は、これを省略してはならない。

(2) 本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、又は本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、沖縄県へ質問書により照会すること。